

町田市
一般廃棄物資源化基本計画
(概要版)



2011年4月

町田市

目 次

I. 計画策定の基本事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の適用範囲	1
II. 現状と課題	2
1. ごみ量及び資源化率	2
2. ごみ種別内訳とごみの組成	2
III. 計画の基本的な考え方	3
1. 基本理念	3
2. 基本方針	3
3. ごみ量推計	3
4. 計画の目標	4
IV. 基本方針を実現するための施策	6
1. 家庭から出る生ごみの100%の資源化を推進します	6
2. プラスチックごみの減量・資源化を推進します	7
3. 市民、事業者、行政の協働を進めます	7
4. 次世代型のリサイクル施設を整備し、ごみ処理の円滑な運営を進めます	9
5. ごみの発生抑制と排出抑制の取り組みを進めます	10
V. 分別収集区分と処理・処分	12
VI. 計画の推進	13
1. 計画の周知と進行管理	13
2. 国や都・周辺市町村との連携	13
VII. し尿処理基本計画	14
1. し尿処理の現状	14
2. し尿処理基本計画	14
参考 ごみ量データ	15
1. 現状及び推計	15
2. 目標年度のごみ量	16

はじめに

ごみ問題は、地球環境の保全という大きな課題に直結するものとして捉えて行く必要があります。大量生産・大量消費・大量廃棄という今までの社会経済活動や生活様式を根本から見直すことによって、CO₂などの温室効果ガスの低減をはじめとした地球環境に配慮した取り組みが求められています。

国においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（1970年）（以下「廃掃法」という。）の関連個別法として容器包装リサイクル法（1995年）・建設リサイクル法（2000年）・食品リサイクル法（2001年）・家電リサイクル法（2001年）等を次々に制定し、リサイクルに向けた取り組みを推進し、廃掃法の上位概念として循環型社会形成推進基本法（2000年）を制定するとともに、2008年には「第二次循環型社会形成推進基本計画」をまとめ「循環型社会」の構築に向けた動きを強めています。

また、東京都においても、2010年度に今までの廃棄物処理計画を改定し、循環型社会に向けた新たなステージが示されたところです。

町田市は、早くからリサイクルに取り組んできた歴史があります。ビン・カンの分別収集をはじめ水銀電池の回収では、全国的にみても先進の実績があります。しかしながら、プラスチックの資源化では、市民への十分な説明がなされないまま事業を進めたため、市民の理解が得られず未だに資源化が進んでいません。こうした状況の中新たに「ごみゼロ市民会議」が発足し、大勢の市民に参加いただき、市民が自ら取り組めることを中心に議論をし、ごみ問題解決への提言をまとめていただきました。また、これまでの市民の様々な活動の成果を継承し、更なる循環型社会を実現することを目的に、廃棄物減量等推進審議会に一般廃棄物資源化基本計画の策定について諮問しました。

審議会では2年余りで22回の審議を重ねるとともに、10回に及ぶ市民意見交換会や市民アンケートを実施し、またプラスチックごみの収集圧縮実験を行ないその結果を公表するなど、積極的に活動するとともに市民目線で議論を進め、温暖化ガスの発生量にも着目するなど様々な視点から検討を重ねてまいりました。

この度審議会答申を受け「町田市一般廃棄物資源化基本計画」をまとめました。この計画名は、燃やすイメージの強い「処理」という言葉を敢えて「資源化」と言う言葉に変え、あらゆるものを対象として資源化に取り組んでいくという姿勢を強調したものです。

今後は市民・事業者・行政の役割分担を明確にし、協働により新たな資源化への取り組みを具体化していくこととなります。まさにこれからが町田市の環境行政の本番といえます。

今後とも市民の皆様のご理解ご協力を頂き、新しい持続可能な資源循環型社会の形成を図ってまいります。

2011年 4月 11日

町田市長

石坂 丈一

I. 計画策定の基本事項

1. 計画策定の趣旨

町田市では、清掃施設や最終処分場の整備を進めるとともに、資源の回収などによる循環型社会実現へ向けた取り組みを推進するとともに、2005年10月からはごみの有料化を実施し、ごみ減量を進めてきました。

また、2006年10月には市が市民に呼びかけて「ごみゼロ市民会議」がスタートし、翌2007年11月には『町田市ごみゼロ市民会議報告～もったいない精神で「ごみゼロまちだ」をつくろう～』がまとめられ、市民によるごみの減量・資源化の方策などが提言されました。一方、国においては、循環型社会形成推進基本法の下で各種リサイクル法が制定され、循環型社会づくりに向けた法制度が整備されてきています。

これらの状況を踏まえ、市民・事業者・行政の協働のもとに、環境負荷の低減を図り、地域と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指して、町田市の一般廃棄物処理の基本となる「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を策定します。

2. 計画の期間

図1 計画の期間

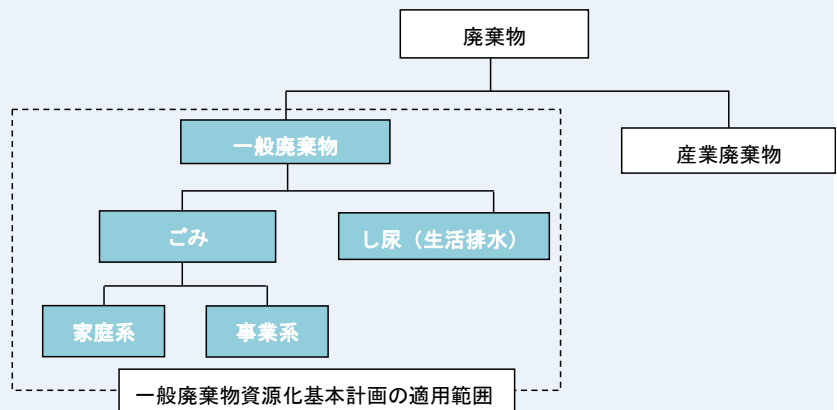
本計画は2011年度から2020年度までの10年間を計画期間とします。なお、本計画は、5年毎に見直しを行います。

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
内 容	計画期間									
	計画前期					計画後期				
	開始年度				見直し					目標年度

3. 計画の適用範囲

図2 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、市自らが収集・運搬を行う家庭系の一般廃棄物ばかりでなく、許可業者が収集運搬を行う事業系の一般廃棄物までとなります。なお、製造業等から排出される産業廃棄物は対象外となります。

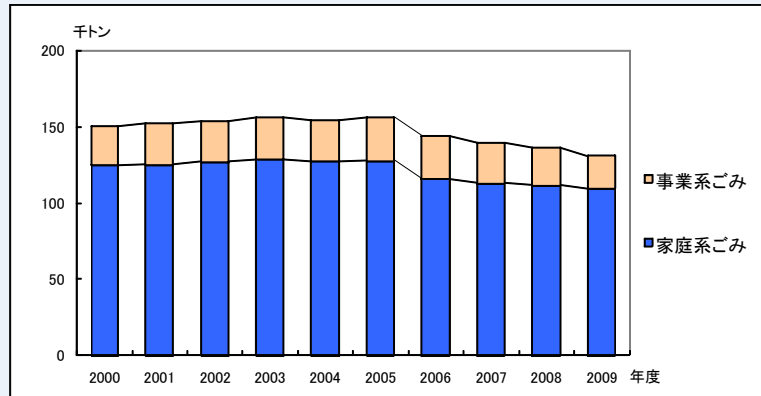


II. 現状と課題

1. ごみ量及び資源化率

家庭系及び事業系のごみ量（トン）の合計（集団回収を含む）は、2003年度、2005年度に約15万7,000トンと最も多くなりましたが、2005年10月から家庭ごみの有料化を実施したこともあり、家庭ごみが大きく減少し、2009年度では約13万1,000トンとなりました。ピーク時と比べごみ量は減少していますが、一人当たりで見ると、年間311kg（1人1日当たり852g）のごみを排出していることになります。

図3 ごみ量の推移



2. ごみ種別内訳とごみの組成

発生したごみの内訳を種類別にみると、可燃ごみ（燃やせるごみ）がもっとも多く全体の67%、次に資源（集団回収を含む）が24%となっています。

また、家庭から排出される可燃ごみの組成（重量ベース）をみると、生ごみがもっとも多く42%、次にプラスチックごみが14%となっています。生ごみは比重が大きく、逆にプラスチックごみは比重が小さいため、かさ（体積）ベースでみると、プラスチックごみの割合がとても大きくなります。

以上のことから、ごみ減量を進めていくには生ごみとプラスチックごみ対策が重要であるといえます。

図4 ごみ種別内訳

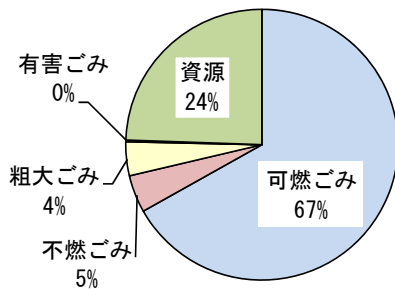
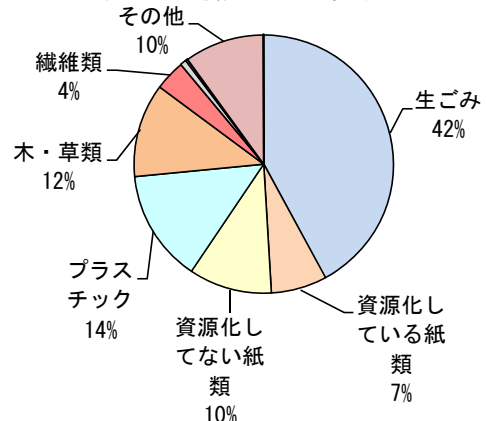


図5 可燃ごみの組成



※2009年度結果

Ⅲ. 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

町田市43万市民は、地域や地球の環境を守るために、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、徹底したごみ減量、資源化を図りつつ持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。

2. 基本方針

基本理念を実現するために、5つの基本方針を掲げました。ごみ減量・資源化の優先順位はごみの発生抑制を優先的に取り組み、その上で、再使用、リサイクル、適正処理の順で進めていきます。

基本方針1：家庭から出る生ごみの100%の資源化を推進します。

基本方針2：プラスチックごみの減量・資源化を推進します。

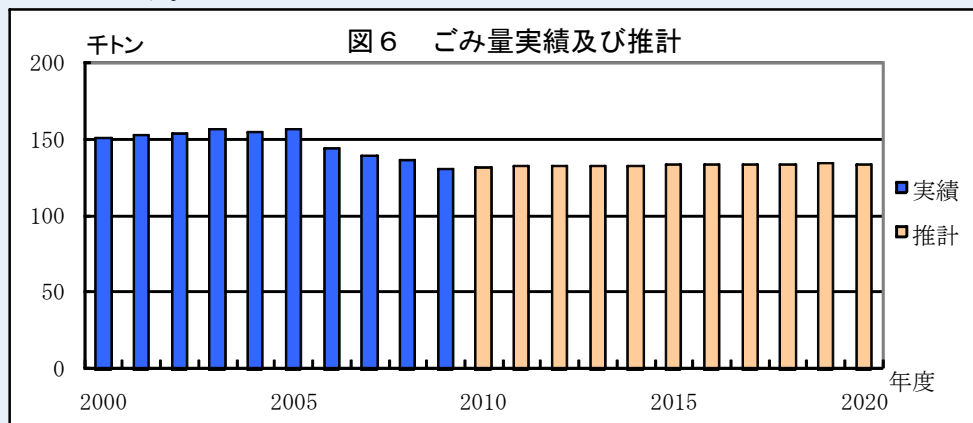
基本方針3：市民、事業者、行政の協働を進めます。

基本方針4：次世代型のリサイクル施設を整備し、ごみ処理の円滑な運営を進めます。

基本方針5：ごみの発生抑制と排出抑制の取り組みを進めます。

3. ごみ量推計

新たな施策を講じずにこのままの状態が続く場合、ごみ量は約13万3,000トンとなることが予想されます。



※将来のごみ量推計は、2009年度のごみ量に将来人口（2010年度推計）の増加率を乗じて求めました。

4. 計画の目標

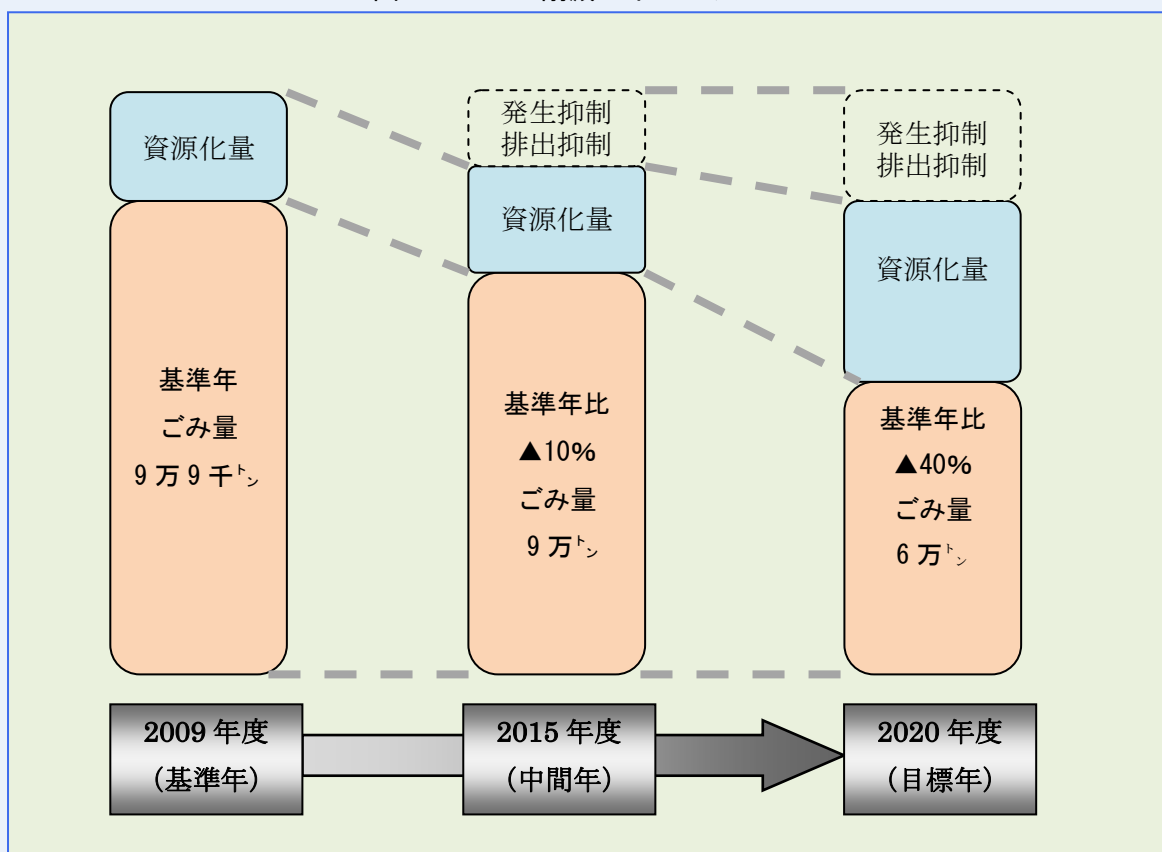
計画の最終年度である 2020 年度までの数値目標を 2009 年度の値を基準値として定めます。

○全体目標：ごみとして処理する量を 40%削減します。

ごみ減量・資源化を推進し、ごみとして処理する量（可燃ごみ・燃やせるごみ、不燃ごみ・燃やせない、粗大ごみ、有害ごみ）を減らします。

2009 年度における総ごみ量（約 13 万 1,000 トン、（集団回収を含む））のうち、ごみとして処理している量は約 9 万 9,000 トンです。この量を 2020 年度までに約 6 万トンへ 40%削減します。

図 7 40%削減のイメージ



○個別目標（2020年度の目標）

①発生・排出抑制：あわせて1万1,000トンの抑制を目指します。

- 人口増加（人口増加率2009年度対比2%）に伴って増加が見込まれるごみ量（約3,000トン）以上の発生抑制
- 約5,000トンの生ごみの発生抑制
- 約3,000トンの事業系ごみの排出抑制

②資源化率：54%（2009年度の資源化率27%）

※集団回収量を含みますが、エコセメント化した灰の量は含みません。

③生ごみの新たな資源化

- 生ごみ処理機による処理：3,000トン
- バイオガス化による処理：1万9,000トン

④プラスチックごみの資源化：汚れたものを除き約6,700トンの資源化

⑤温室効果ガスの削減

- 温室効果ガスの削減量（排出分）：1万7,000トン以下（2009年度の温室効果ガスは、約3万4,000トン）
- 廃棄物からのエネルギーの回収：CO₂に換算して約5,400トンの削減

※この量は電力会社が発電時に発生するとされているCO₂の量に換算したものの。

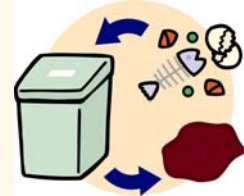
IV. 基本方針を実現するための施策

1. 家庭から出る生ごみの100%の資源化を推進します

(1) 資源化方法として、家庭での処理を優先し、肥料などとして利用します。

①家庭用生ごみ処理機器の普及

家庭での生ごみの自家処理を進めるために、家庭用生ごみ処理機の普及を促進します。また、利用者のフォローアップを行い、継続的に使用できるようにしていきます。



②集合住宅や地域への大型生ごみ処理機の導入

大型の処理機の集合住宅や地域への導入を進めます。その処理物もできる限り地域内で利用できるようにします。

③自家処理モデル地域での実施

生ごみを家庭内で処理・活用する際の問題点等を把握し、家庭内処理の普及を進めるために、自家処理モデル地域を選定して、生ごみ資源化実験を実施します。

④市民農園等の利用者への普及

市民農園利用者に対し、生ごみ処理機の処理物の利用を進めるための方策を検討します。

(2) 家庭で利用しきれない生ごみ処理物を集めて肥料化します。

①生ごみ処理物の肥料化

生ごみを自家処理しても処理物を自分で利用しきれない場合には、それを回収します。当面の回収場所としては「地域のリサイクル広場」等を想定し、量が多くなった場合には別途検討します。肥料化施設で集めた処理物で肥料を製造します。

②市内農家での生ごみ肥料の利用普及

製造した肥料は、市内の農家が積極的に利用できるように、農業関係者との連携を進めます。

(3) 肥料としての資源化に適さない生ごみを集めてバイオガス化します。

①バイオガス化技術の調査・研究

バイオガス化の技術動向や導入事例及び残さ等の有効利用についての調査・研究を進め、町田市に適合した方法を検討します。

②バイオガス化の実施

調査・研究をもとに、生ごみの100%資源化のためにバイオガス化施設を設置し、運営します。

2. プラスチックごみの減量・資源化を推進します

(1) プラスチックごみの発生抑制を図ります。

プラスチックごみを減らすため、過剰な包装の商品を購入しないようにPRします。レジ袋の削減のためにマイバックの普及を図るとともに、小売事業者への働き掛けを行います。



(2) 容器包装プラスチックごみは、安全性に配慮しながら容器包装リサイクル法に則って資源化します。

① 容器包装プラスチックごみの分別収集

家庭内で不要となった容器包装プラスチックごみは、容器包装リサイクル法に則ってリサイクルするために分別収集します。容器包装プラスチックは発生抑制を推進するという観点から有料袋での収集とし、また、異物混入を防ぐ等排出者の責任を明確にするという観点から戸別収集とします。なお、「リサイクル広場まちだ」などで無料で回収し、努力する市民の負担を軽減する方法を講じます。

収集方法は、有料袋での戸別収集とし、収集頻度は1週間に1回とします。

② 容器包装プラスチックごみの圧縮梱包

集めた容器包装プラスチックごみは、安全に配慮しながら圧縮梱包し、容器包装リサイクル法に則って、リサイクルします。

(3) その他のプラスチックごみ(製品等)も資源化ルートを拡充します。

容器包装以外のその他のプラスチックは、材質ごとに集めることにより、資源として有効利用が可能です。粗大ごみとして集められたごみの中で選別しやすい品目を定めてリサイクルをします。また、「リサイクル広場まちだ」においても品目を定めて回収を進めます。

3. 市民、事業者、行政の協働を進めます

(1) 計画を推進するために市民・事業者・行政の責任を明確にし、協働の場づくりをします。

◆ 町田市らしい協働の場の創設

市民・事業者・行政が協働してごみ減量・資源化に取り組む場づくりをします。協働の場の要件は、いろいろな人からの意見を聞くことができ、事業者も参加してもらえ、市民・事業者・行政の三者が対等に話し合っ、実施できるような場とし、テーマごとに取り組めるようなものとします。取り組みの例としては、HPを利用した誰もが意見を言える「(仮)ごみの広場」を展開、啓発・PRの強化、ごみ減量に関する市民提案制度・発表会開催、レジ袋の削減を想定しています。

(2) リサイクル広場の増設等ごみ減量の取り組みを協働で進めます。

① イベントにおけるごみの減量

イベント時のごみ減量を図るために、リユース食器等の利用や分別ステーションを設ける等の「イベント時のルール」を定めて広めます。

② 地域リサイクル広場の利用推進

だれでも資源を持ち込める「リサイクル広場まちだ」の利用を促進するために、地域にも設置を進めます。

③ 古紙等有価物の一括処理の推進

事業所での紙ごみのリサイクルを進めるために、分別品目や回収方法を定めるなど、「オフィス町内会」方式での回収を推進します。

(3) 環境学習や普及啓発活動を協働で進めます。

① 市民・事業者向けへのごみ排出抑制の普及

家庭や事業所からごみとなるものを排出しないようにするための具体的な方法を伝える等して、発生抑制・排出抑制の普及を図ります。また、集積所での分別指導や事業系の持込でのチェック（事業系ごみ検査）を今後とも継続してごみ排出抑制の指導を進めます。

② 環境に関する情報の共有

本計画や計画の進捗状況、その他環境に関する情報を広報やホームページ等で周知の徹底を図り、情報の共有を図ります。

③ 小学校での環境学習の推進

教育委員会と連携し、ごみや環境について体系的に学習できるようにします。また、小学校等に大型生ごみ処理機を設置して、生ごみの資源化について具体的に学べるようにします。



④ 出前講座の充実

ごみ減量・資源化について具体的な方法等を理解してもらうために、地域や学校での出前講座を進めます。出前講座の実施に当たっては市民と協働して実施します。

⑤ 廃棄物減量等推進員制度の拡充

すでに地域ごとに任命し活動してもらっている「廃棄物減量等推進員」の制度を拡充し、事業者にも廃棄物減量等推進員を設けます。また個別のテーマで積極的に推進している人たちにも、廃棄物減量等推進員として活動してもらえるようにします。

4. 次世代型のリサイクル施設を整備し、ごみ処理の円滑な運営を進めます

(1) 生ごみ・プラスチックごみ等を安全に処理し、温暖化防止のためエネルギー回収を進めます。

①環境に配慮した清掃工場建替え

資源化の推進により可燃ごみ量は減少しますが、それでも資源化できないごみを安全に安定的に処理していくためには、老朽化した清掃工場を建て替えることが必要です。処理技術の動向を踏まえながら環境負荷の少ない方式を選定し、さらに可燃ごみの減量化により規模の縮小を目指します。また、施設では効率的な熱・エネルギーの回収を進め、周辺施設での有効活用に努めるようにします。



②環境に配慮したバイオガス化施設の建設

肥料としての資源化に適さない生ごみをバイオガス化するためのバイオガス化施設を建設します。施設の建設に当たっては環境に配慮し、市民の理解を得ながら進めます。

③回収した生ごみ処理物を肥料化するための施設の建設

家庭内で処理しきれなかった生ごみ処理物から生ごみ肥料を製造するための肥料化施設の建設を進めます。施設の建設に当たっては環境に配慮し、市民の理解を得ながら進めます。なお建設に際しては実証施設の整備から開始します。

④環境に配慮したプラスチック圧縮施設を建設

分別収集した容器包装プラスチックを容器包装リサイクル法に則って指定法人に引き渡すためには、異物の選別除去や圧縮梱包を行うことが必要となり、そのための施設を建設します。施設の建設に当たっては環境に配慮し、市民の理解を得ながら進めます。

(2) ビン・カンや金属、ガラス等を分別し、資源化するための総合資源化施設を整備します。

ビン・カンやペットボトル等の資源化処理を効率的に行い、環境学習の拠点ともなる総合資源化施設を建設します。

(3) 近隣自治体との協力を進めるとともに、広域連携を図ります。

①多摩ニュータウン環境組合との連携

町田市の清掃工場の建て替えを円滑に進めるため、多摩ニュータウン環境組合との連携を進めていきます。

②多摩地域の市町村との広域連携

不慮の事故や災害、及び施設の建て替えに備えて多摩地域の市町村と広域相互支援を進めます。

5. ごみの発生抑制と排出抑制の取り組みを進めます

(1) 事業系ごみの減量・資源化を推進します。

①大・中規模事業者での減量・リサイクルの推進

市の清掃工場に持ち込まれて処理されている事業系の可燃ごみを減量するために、大中規模の事業者のごみの減量・資源化を進めます。特に大規模事業者に対しては「減量計画書」（廃棄物の減量及び再利用に関する計画）作成の義務付けを今後も継続します。



また、製造・販売事業者は、拡大生産者責任の考えに則り、資源として再利用できる材料を使った製品の開発、商品の販売を行うように指導します。

②個人情報が入った古紙の共同処理推進

個人情報が入った古紙等の機密文書は、ごみとして処理されている場合が多いのが現状です。機密性を担保しながら共同処理によりリサイクルを進めます。

③食品リサイクルの推進

飲食店やスーパー等から排出される生ごみは、食品リサイクル法の対象となります。これらの食品関連事業者は、食品リサイクル法に則り減量・リサイクルを進めていきます。

特に、食品リサイクルを実施する事業者に対しては、家庭系生ごみ肥料化の情報等を提供し、事業系生ごみの肥料化を推進できるようにします。

④小規模事業者の資源回収の促進

少量の資源しか排出しない小規模事業者等の資源回収を促進するための仕組みづくりを進めます。

(2) 拡大生産者責任の考え方から製造・流通事業者にごみの発生抑制を働きかけます。

製造、販売事業者は商品の製造、販売時に過剰な包装（レジ袋を含む）を抑制していくように働きかけていきます。またレジ袋の削減のためにマイバック・マイバスケット等の普及にも努めます。

(3) 家庭から出る生ごみやプラスチック以外のごみの減量・資源化を推進します。

①個人の取り組みを促す仕組みの導入

ごみ減量・資源化に取り組む市民や団体を表彰する等、個人や団体が取り組みやすい環境をつくります。

②生ごみの水切りの徹底

生ごみは水分率が80%以上あるといわれています。家庭や飲食店での水切りを進めるためのPRをします。また、水切り用具などの普及を進めます。

③地域資源回収の推進

地域資源回収は、ごみ減量という観点だけではなく、地域コミュニティの活性化にも寄与しており、今後とも積極的に推進していきます。



④紙類の資源化の推進

可燃ごみには、まだ資源化できる紙がたくさん含まれています。これらの紙類を古紙の日に排出してもらうようにPRを徹底します。

(4) 事業者の自主的なごみ減量・資源化の取り組みを促す制度を設けます。

①優良事業者の表彰・社名公表制度制定

ごみ減量・リサイクルに積極的な事業者を表彰や社名を公表する制度を設けるなど、事業者が取り組みやすい環境をつくります。

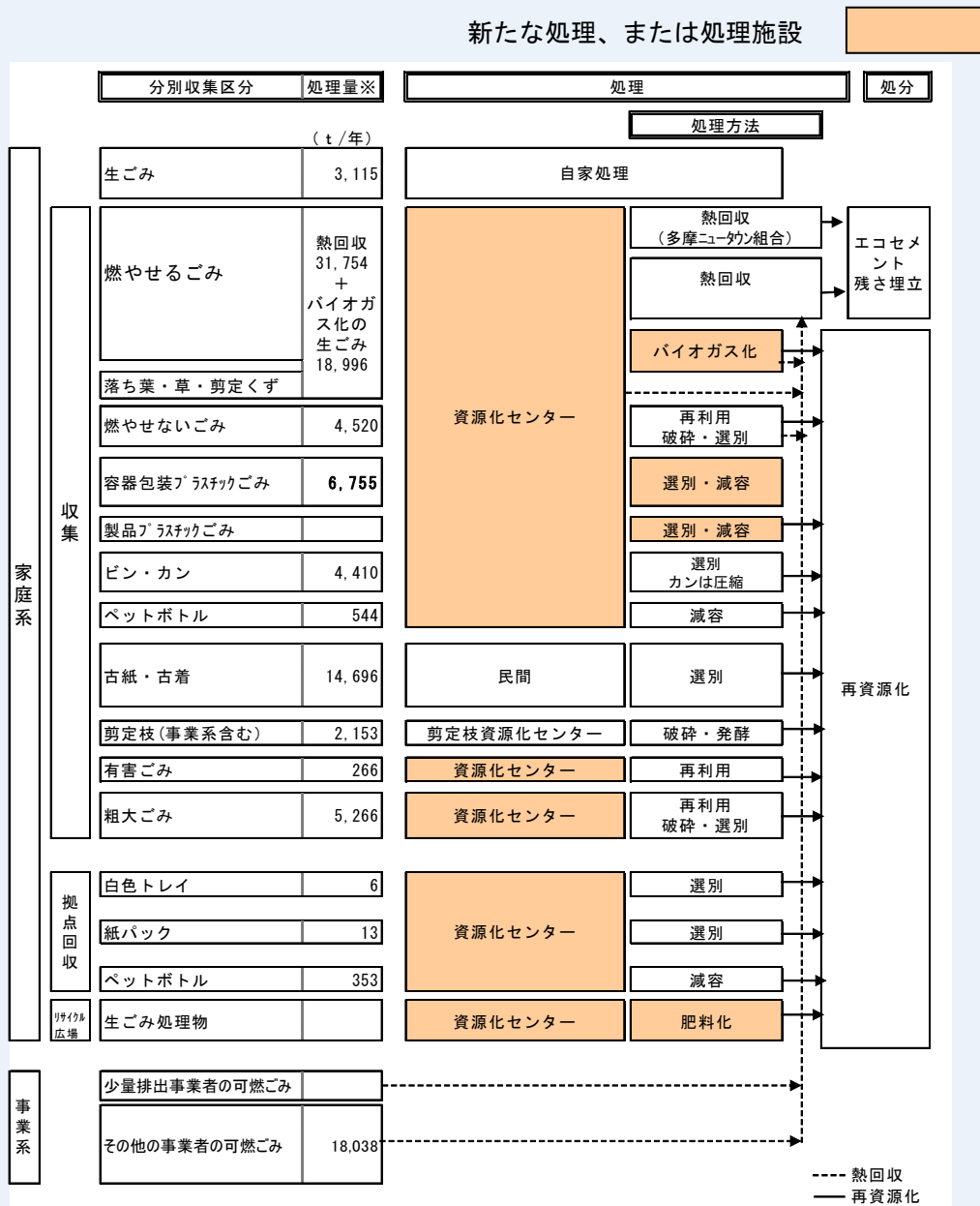
②事業系ごみ処理手数料の検討

事業系の持ち込み手数料は、市町村ごとに決めますが、処理料金が周辺市町村よりも安いと他の市町村のごみが持ち込まれる恐れがあります。また、ごみ処理料金が高くなると発生抑制の効果がいっそう高まるといわれています。このような観点から、事業系ごみ処理手数料の検討を行います。

V. 分別収集区分と処理・処分

今後のごみ・資源の分別収集区分及び処理方法を下記に示します。家庭から出た燃やせるごみは、資源化施設で生ごみだけを機械選別してバイオガス化し、生ごみ以外は熱回収施設で処理します。各資源化センターでは、肥料化、バイオガス化、ビン・カン選別・プラスチックの減容化を行います。

図8 処理・処分



※1：処理量は2020年度の目標量

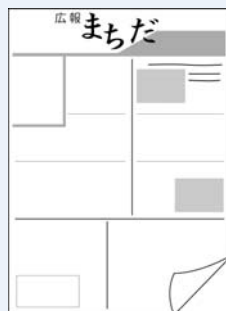
※2：生ごみの自家処理量は従来分の686t、新規分の3,115の合計

VI. 計画の推進

1. 計画の周知と進行管理

(1) 計画の周知・情報提供の推進

本計画の内容や計画目標を市の広報やホームページなどで周知徹底します。また達成状況を毎年定期的に公表するとともに、市民・事業者からの意見を募り、政策に反映していきます。



(2) 計画の進行管理

計画に従って施策が確実に実行されているか、施策が十分に効果を上げているか等の新たな観点から「廃棄物減量等推進審議会」を開催し、進捗点検を行います。

なお、進捗点検した結果を市の広報やホームページ、「一般廃棄物資源化実施計画※」等で公表します。

また、社会経済状況の変化や法令等の改正、上位計画の改定が行われた場合には、必要に応じて計画期間内であっても計画の見直し・改訂を行います。

2. 国や都・周辺市町村との連携

循環型社会形成に向けた取り組みは、町田市だけでは解決できない問題もあります。これらについては国や都の動向を見極め、周辺市町村と連携して取り組んでいきます。

Ⅶ. し尿処理基本計画

1. し尿処理の現状

(1) し尿処理量の現状

町田市における、し尿処理量は、公共下水道の普及に伴い減少し続けています。2009年度末現在における下水道普及率は人口割合では約 94%となっており、今後も下水接続に伴いし尿の処理量は減少が見込まれますが、工事現場やイベント用の仮設トイレについては後も残存するものと考えられます。

一方では、下水道供用開始から 3 年間の接続期限を過ぎても、接続せずくみ取り槽のまま利用する家庭や、浄化槽のままで接続しない家庭もあり、課題が残されています。

(2) し尿の処理方法

現在町田市では、単独のし尿処理施設を持たず、収集した全量を境川クリーンセンター内にある投入口から、下水道に希釈放流しており、下水処理場である成瀬クリーンセンターで処理されています。また、浄化槽汚泥についても同様に処理されています。

(3) 収集・運搬方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、市内全域の公共下水道未接続世帯を対象として実施しています。

し尿は申し込みに応じて市の委託業者が収集し、浄化槽汚泥は許可業者が随時収集運んでいます。

2. し尿処理基本計画

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、2011 年度から 2020 年度までの 10 年間とします。

(2) 計画目標

し尿は原則として公共下水道で処理することとし、市街化調整区域の一部については合併処理浄化槽で処理することを目標とします。

(3) 今後のし尿及び浄化槽汚泥の発生量予測

し尿及び浄化槽汚泥の発生量予測 (単位: キロリットル/年)

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
浄化槽汚泥	20,741	19,911	19,115	18,350	17,616	17,352	17,092	16,835	16,330	15,840	15,365
し尿	3,079	2,802	2,550	2,321	2,112	2,006	1,906	1,811	1,693	1,583	1,480

(4) 施設計画

現在使用しているし尿投入施設は、旧し尿処理場の一部を利用しているものであり、老朽化が著しい。また、旧し尿処理施設周辺住民からは跡地利用に対し、様々な要望が出されており、複合施設の建設が必要となっています。

参考 ごみ量データ

1. 現状及び推計

(1) これまでのごみ量

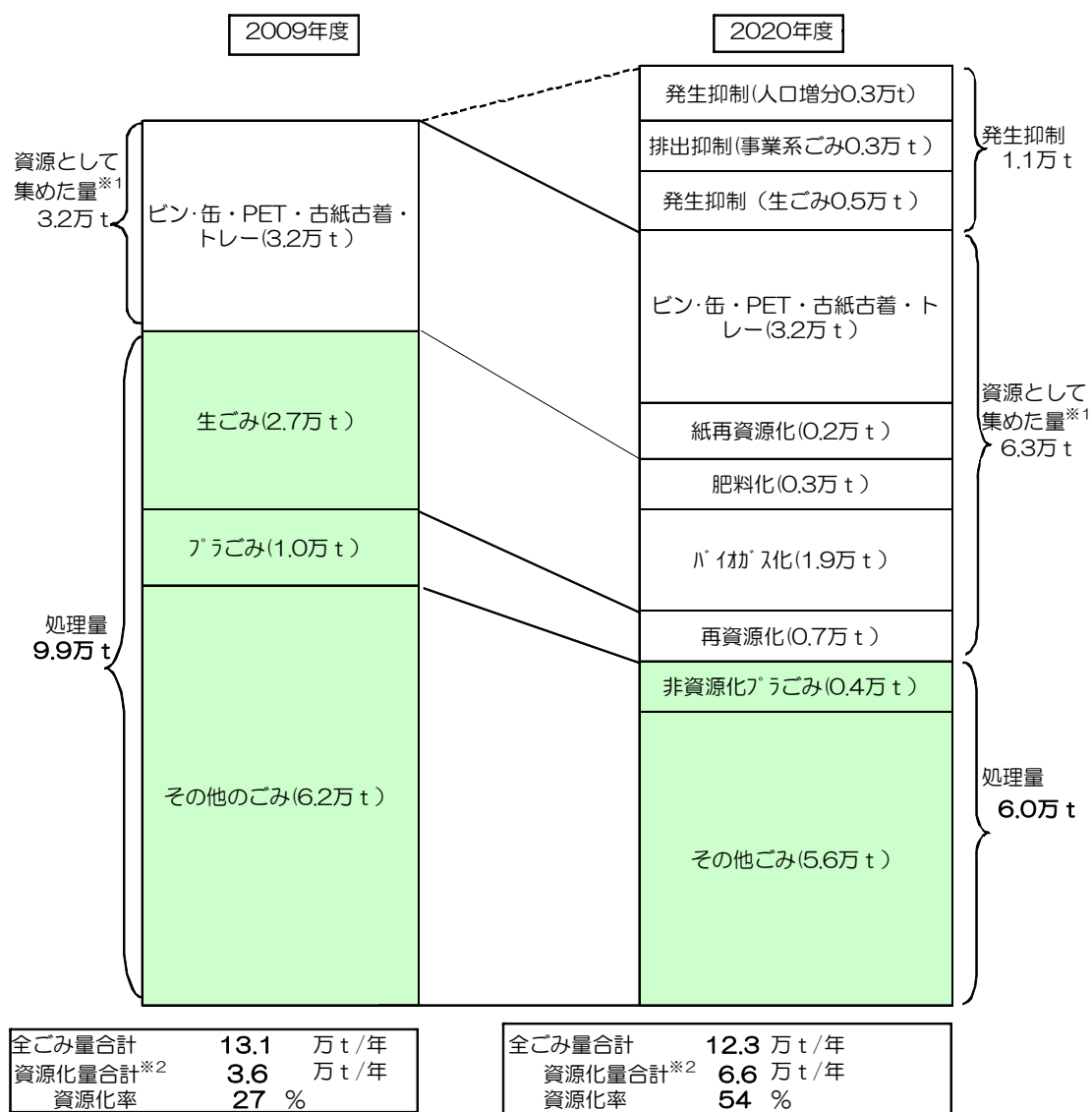
年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
人口(人)	377,305	384,535	392,402	400,171	404,819	408,441	412,179	415,848	419,549	422,112
可燃ごみ(t)	103,839	107,550	108,775	111,719	109,956	106,273	96,979	94,359	92,177	87,767
不燃ごみ(t)	7,424	7,196	7,780	8,030	8,072	9,829	6,487	5,845	5,809	5,853
粗大ごみ(t)	6,247	6,217	5,750	5,360	4,864	5,759	5,926	5,507	5,416	5,266
有害ごみ(t)	234	233	230	262	252	257	237	246	246	266
その他のごみ(t)	317	121	73	9	9	24	13	1	2	0
資源(t)	32,814	31,542	31,259	31,276	31,447	34,680	34,552	33,905	32,945	32,092
合計(t)	150,875	152,859	153,867	156,656	154,600	156,822	144,194	139,863	136,595	131,244

(2) ごみ量推計 (現状で推移した場合)

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
人口(人)	424,669	425,724	426,658	427,477	428,319	429,025	429,643	430,137	430,513	430,806	431,013
可燃ごみ(t)	88,299	88,761	88,712	88,883	89,058	89,449	89,333	89,436	89,514	89,820	89,618
不燃ごみ(t)	5,888	5,919	5,916	5,927	5,939	5,965	5,957	5,964	5,969	5,990	5,976
粗大ごみ(t)	5,298	5,326	5,323	5,333	5,343	5,367	5,360	5,366	5,371	5,389	5,377
有害ごみ(t)	268	269	269	269	270	271	271	271	271	272	272
その他のごみ(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源(t)	32,286	32,455	32,438	32,500	32,564	32,707	32,665	32,702	32,731	32,843	32,769
合計(t)	132,039	132,729.7	132,657.5	132,912.1	133,173.9	133,758.9	133,585.6	133,739.2	133,856.1	134,314.1	134,011.5

2. 目標年度のごみ量

図9 目標年度のごみ量



※1 資源として集めた量：集団回収、ビン・カン、古紙、古布、ペットボトル等の資源として収集した量及び生ごみの自家処理量である。

※2 資源化量合計：上記の資源として集めた量から異物の量を差し引き、さらにごみとして集めたものから選別した鉄などの資源の量を加えた量である。

町田市 一般廃棄物資源化基本計画（概要版）

2011年 4月

町田市 11-20

〒194-0202 町田市下小山田町3160番地

環境資源部環境総務課

TEL:042-797-7112

FAX:042-797-5374